

紙オムツの処分費用に対する補助金の金額

北摂	高槻市	なし
	茨木市	なし
	摂津市	民間施設に対する補助金の支給は無し。公立園(認定こども園のみ存在)は、令和5年6月から、民間事業者に廃棄物の収集を委託する形でおむつの持ち帰り廃止を開始した。
	吹田市	0歳児～2歳児 1人あたり毎月220円支給
	豊中市	3号認定児(0歳児から2歳児) 1人あたり月額300円、2号認定児(3歳児) 1人あたり月額150円、1号認定児(満3歳児および3歳児)1人あたり月額150円を保護者におむつを持ち帰らせないことを条件に支給
	箕面市	恒常的な使用済みおむつの処理に向けて、支給済。各園500,000円/年を3年間(平成30年度～令和2年度)
	池田市	基本分単価に歳児別利用定員に応じて加算した額を上限とし補助している。保育所、幼保連携型認定こども園の基本分単価を160,000円、保育所(2歳児クラスまでの施設)、地域型保育事業所、幼稚園型認定こども園、幼稚園の基本分単価を80,000円とし、加算単価を乳児1,500円、1、2歳児1,200円、3歳児600円、4、5歳児400円として、補助上限額を設定し補助しているもの。
	島本町	なし
	豊能町	なし
	能勢町	なし
北大阪	枚方市	【私立施設】枚方市私立保育所子ども・子育て支援事業補助金等の運営費補助において、児童の環境衛生の維持及び健康管理に要する経費として、定員の区分等の条件により支給する項目において充当するようにした。(子ども・子育て支援事業補助金決算額1,590,988,212円。おむつに関する費用のみの把握はしていない。)
	寝屋川市	なし
	交野市	なし
	守口市	なし
	門真市	なし
	四條畷市	市単費補助金の保護者負担軽減事業(3,750円×施設の平均入所児童数)の対象事業としている。
	大東市	0歳児クラスから2歳児クラスの児童1人あたり月額300円
河内	東大阪市	なし
	八尾市	250円×実施月数×3号利用定員数
南大阪	柏原市	毎月初日における3号認定児童1人につき210円を支給する。ただし、1施設につき1か月10,500円を上限とし年間最大126,000円とする。
	藤井寺市	現時点では実施していないが、今後実施に向けて検討中。(時期未定)
	松原市	・満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもの各月初日在籍児童数に途中入所児童を加えた児童数に次に掲げる金額を月額として乗じた額と実支出額から実収入額を引いた額を比較して少ないほうの額 ・松原市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例別表に規定する可燃ごみの収集・運搬の45リットル用1袋の手数料に、同表に規定する可燃ごみの処分の45リットル用1袋の手数料を加えた額
	羽曳野市	なし
	富田林市	0・1・2歳児1人あたり毎月312円支給。
	河内長野市	0～2歳の利用定員および昨年度の10月の満3歳児の入所人数に7.5を乗じた数の事業系ごみシールを園に配布
	大阪狭山市	なし
	太子町	なし
泉州	河南町	月初日時点の在籍人数に312円(貸おむつを使用している児童にあつては156円)を乗じて得た額(0～2歳児)
	千早赤阪村	なし
	高石市	0～2歳の各月1日の入所人数×300円を支給。
	泉大津市	なし
	和泉市	0歳児から2歳児クラス在籍の保育認定児童1人あたり毎月200円支給。(市内児童のみ)
	岸和田市	保育の実施に伴い生じる使用済みおむつについて、利用者が持ち帰らず、施設における処分を行うことを前提に、その実施にあたり必要となる使用済みおむつ保管庫(屋内・屋外ごみ箱)の購入費を補助。 ※ 各施設(分園については別に1施設)1回のみ 1施設あたり 120千円
	貝塚市	なし
	泉佐野市	民間保育所・民間認定こども園・民間小規模保育事業所に各月初日時点の0～2歳児入所児童数(広域入所含む)×300円を支給。
	泉南市	なし
	忠岡町	なし
	熊取町	300円×事業を実施した月の1日現在の0、1及び2歳児クラスの在籍児童数の合計額を民間保育施設に支給
	田尻町	なし
	阪南市	なし
	岬町	なし
堺市	なし	
大阪市	なし	